

OKINAWA
Bridging Asia



沖縄国際物流ハブ活用推進事業 (海外展開支援事業)

県内事業者
のみなさまへ



アジアの中心に位置する地理的優位性



1. インフラ整備

物流関係施設や賃貸工場の整備

2. 企業誘致の促進

企業訪問や誘致に向けたプロモーション、立地企業に対する助成制度

3. 県産品の海外展開支援

県産品の認知度向上、現地定番化促進、補助による商品改良の推進

県産品販路
拡大

4. 県内事業者の海外展開支援

県内事業者の海外販促活動への補助、海外見本市や商談会への共同出展

商流構築

5. 県産品輸出増のための物流支援

航空コンテナのスペースを確保し、県産品等輸出事業者へ提供

県産品輸出
促進

6. 那覇空港からの輸出货量増大促進

県外、海外において那覇空港活用の優位性をPR、海上物流との連携、大交易会の開催

7. 県内流通加工業の育成

県産品輸出货量の増加及び県外・海外からの生産・加工受注による県内製造業等の育成

令和2年度 沖縄国際物流ハブ活用推進事業の実施内容

商流支援

海外販路開拓

- ・海外における見本市や商談会への合同出展
- ・沖縄物産フェアやプロモーション実施等
- ・県産品の長期販促支援による定番商品化
- ・県内メーカーの海外向け商品改良の促進

ハブ補助金 海外展開実践支援

- ・海外渡航支援、バイヤー招聘や海外での販売促進活動などへの補助
- ・海外における見本市などへの出展。

物流支援

航空コンテナ スペース確保

- ・航空コンテナスペースを県が借上げ、県産品輸出事業者へ提供
- ・貨物の半分超は県産品であること等が使用の条件

申請から報告書提出まで

申 請

各支援メニューの提出締切までに必要書類を提出

※ 06 ページ戦略的輸出拡大支援については公募とする。



公社及び県にて審査

○目的・内容

○今後の販路拡大の進展見込



県から交付決定通知（別記様式第2号）の送付

※受領後保管すること



報 告

各支援メニューの提出締切までに報告書を提出

※精算書類（領収書、請求書、納品書、海外送金依頼書 etc..）も併せて提出

精算払請求書（別記様式第11号）の作成・提出



公社及び県にて審査

○各活動内容の確認

○補助対象経費の精査



県から額の確定通知（別記様式第10号）の送付

※受領後保管すること

令和2年度
沖縄国際物流ハブ活用推進事業補助金
(海外渡航支援)



沖縄国際物流ハブの活用による沖縄県産品等の海外販路拡大を図るため、アジア地域における物産展及び見本市等への出展、商談会等に係る渡航にかかる費用の一部を補助します。

対象者	県内生産者、県内輸出事業者																																		
対象地域	香港 / 中国 / 台湾 / 韓国 / タイ / シンガポール / マレーシア その他沖縄の物流機能を活用した輸出が見込まれる地域																																		
実施期間	下記の時期に実施が可能な対象者とする。 渡航(通常): 2020年4月1日～2021年2月28日(報告書最終提出日: 2021年3月10日) 渡航(一括): // ~2020年10月31日(// : 2020年11月13日) ※期間内であっても予算がなくなり次第、受付を終了する。																																		
支援内容・条件	以下の経費について、渡航費用の定額を上限額の範囲内において補助する。																																		
補助率 定額	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th style="width: 60%;">人 数</th> <th style="width: 40%;">期 間</th> </tr> <tr> <td>3人以内 / 社・回</td> <td>7泊8日以内</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">※1 渡航につき</p> <p>■渡航申請については下記2通りの申請となる。 渡航(通常): 渡航の都度申請 渡航(一括): 複数の渡航予定をあらかじめ一括で申請。一回の申請上限額は30万円とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th style="width: 30%;">補助対象事業内容</th> <td>商談や物産展・見本市への参加を目的として行う海外出張</td> </tr> <tr> <th style="width: 30%;">補助対象経費</th> <td>航空運賃、海外での宿泊料、その他知事が必要と認める経費</td> </tr> </table> <p>なお、航空運賃及び宿泊費については、地域ごとに次に定める定額を補助金額の上限とする。 但し、それぞれの費用にかかる実費が単価を下回る場合、実費を上限とする。 ※日本本土を出発地とする場合も補助対象となる場合がある。(一部制限付き) ※その他地域への渡航回数は1社あたり年間3回までとする。 ※国際観光旅客税(出国税)は補助対象外とする。</p> <p>■航空運賃単価</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th style="width: 10%;">国・地域</th> <th style="width: 10%;">マレーシア</th> <th style="width: 10%;">シンガポール</th> <th style="width: 10%;">タイ</th> <th style="width: 10%;">中国</th> <th style="width: 10%;">香港・マカオ</th> <th style="width: 10%;">台湾</th> <th style="width: 10%;">韓国</th> <th style="width: 10%;">他</th> </tr> <tr> <td>往復分</td> <td>43,000円</td> <td>35,000円</td> <td>29,000円</td> <td>27,000円</td> <td>22,000円</td> <td>17,000円</td> <td>14,000円</td> <td>27,000円</td> </tr> </table> <p>■宿泊費単価</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th style="width: 15%;">国・地域</th> <th style="width: 30%;">シンガポール</th> <th style="width: 30%;">香港・マカオ、台湾、韓国、タイ</th> <th style="width: 25%;">中国、マレーシア、他</th> </tr> <tr> <td>単価/泊</td> <td>6,000円</td> <td>4,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> </table> <p>※交付決定前に支払いを行った経費については、原則補助対象外とする。</p>	人 数	期 間	3人以内 / 社・回	7泊8日以内	補助対象事業内容	商談や物産展・見本市への参加を目的として行う海外出張	補助対象経費	航空運賃、海外での宿泊料、その他知事が必要と認める経費	国・地域	マレーシア	シンガポール	タイ	中国	香港・マカオ	台湾	韓国	他	往復分	43,000円	35,000円	29,000円	27,000円	22,000円	17,000円	14,000円	27,000円	国・地域	シンガポール	香港・マカオ、台湾、韓国、タイ	中国、マレーシア、他	単価/泊	6,000円	4,000円	3,000円
人 数	期 間																																		
3人以内 / 社・回	7泊8日以内																																		
補助対象事業内容	商談や物産展・見本市への参加を目的として行う海外出張																																		
補助対象経費	航空運賃、海外での宿泊料、その他知事が必要と認める経費																																		
国・地域	マレーシア	シンガポール	タイ	中国	香港・マカオ	台湾	韓国	他																											
往復分	43,000円	35,000円	29,000円	27,000円	22,000円	17,000円	14,000円	27,000円																											
国・地域	シンガポール	香港・マカオ、台湾、韓国、タイ	中国、マレーシア、他																																
単価/泊	6,000円	4,000円	3,000円																																
申請書提出期限	渡航開始日から起算して 14日前(土日・祝日含む) までに必要書類一覧表で指示された書類を持参又は郵送にて原本を提出する。 ※渡航(一括)の企画書提出期限は出発日から起算して 7日前(土日・祝日含む) までとする。																																		
報告書提出期限	渡航完了日から起算して 14日以内(土日・祝日含む) に必要書類一覧表で指示された書類を持参又は郵送にて原本を提出する。																																		
注意事項	申請を行う際はあらかじめ公社まで電話またはメールにて事前相談を行うこと。 ※申請方法等の詳細については、沖縄県産業振興公社 HP をご参照ください。 https://okinawa-ric.jp/service/post-32-1.html																																		
問い合わせ先	(公財) 沖縄県産業振興公社 担当者: 渡嘉敷・仲嶺(真)・邱(キウ)・比屋根・龍(リュウ) TEL: 098-859-6238 FAX: 098-859-6233 ※対応時間(平日 9:00 ~ 17:00) 〒901-0152 沖縄県那覇市小禄 1831 番地 1 (沖縄産業支援センター 4F) E-mail: okinawahub@okinawa-ric.or.jp																																		

令和2年度
 沖縄国際物流ハブ活用推進事業補助金
 (海外流通事業者招聘支援)



沖縄国際物流ハブの活用による沖縄県産品等の海外販路拡大を図るため、アジア地域から主に商談を目的として行う海外流通事業者の沖縄への招聘にかかる費用の一部を補助します。

対象者	県内生産者、県内輸出事業者および県内支援機関等					
対象地域	香港 / 中国 / 台湾 / 韓国 / タイ / シンガポール / マレーシア その他沖縄の物流機能を活用した輸出が見込まれる地域					
実施期間	下記の時期に実施が可能な対象者とする。 2020年4月1日～2021年2月28日(報告書最終提出日:2021年3月10日) ※期間内であっても予算がなくなり次第、受付を終了する。					
支援内容・条件	以下の経費について、招聘費用の4/5以内を上限額の範囲内において補助する。					
補助率	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">人 数</th> <th style="width: 50%;">期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5人以内 / 社・回 (現地販売促進員またはメディア関係者1人を含む)</td> <td>3泊4日以内</td> </tr> </tbody> </table>		人 数	期 間	5人以内 / 社・回 (現地販売促進員またはメディア関係者1人を含む)	3泊4日以内
人 数			期 間			
5人以内 / 社・回 (現地販売促進員またはメディア関係者1人を含む)	3泊4日以内					
4/5以内	※1招聘につき					
補助上限額	100万円					
補助対象事業内容	主に商談を目的として行う海外流通事業者の沖縄への招聘					
補助対象経費	航空運賃(エコノミー)、沖縄県内での宿泊料(9,800(税込) / 泊 上限)、 現地販売促進員の旅費、メディア関係者1名分の旅費、その他知事が必要と認める経費					
※申請者は、当該年度内に同一人物を3回以上招聘することができない。 なお、同一人物を2回目に招聘する際、期間中に県内事業者5者以上と商談を行うこと。 ※全国特産品流通拠点化推進事業補助金で来県したパイヤーの県内離島への航空賃または船舶運賃および宿泊料の補助も行う。(一部制限付き) ※1回の招聘につき100万円を上限とする。 ※その他地域からの招聘回数は当該年度内に1社あたり1回までとする。 ※その他地域の同一人物の招聘回数は、同一申請者による申請かを問わず、当該年度内に2回までとする。 ※国際観光旅客税(出国税)は補助対象外とする。 ※交付決定前に支払いを行った経費については、原則補助対象外とする。						
申請書提出期限	招聘開始日から起算して 14日前(土日・祝日含む) までに必要書類一覧表で指示された書類を持参又は郵送にて原本を提出する。					
報告書提出期限	招聘完了日から起算して 14日以内(土日・祝日含む) に必要な書類一覧表で指示された書類を持参又は郵送にて原本を提出する。					
注意事項	申請を行う際はあらかじめ公社まで電話またはメールにて事前相談を行うこと。 ※申請方法等の詳細については、沖縄県産業振興公社HPをご参照ください。 https://okinawa-ric.jp/service/post-32-1.html					
問い合わせ先	(公財) 沖縄県産業振興公社 担当者: 渡嘉敷・仲嶺(真)・邱(キュウ)・比屋根・龍(リュウ) TEL: 098-859-6238 FAX: 098-859-6233 ※対応時間(平日9:00～17:00) 〒901-0152 沖縄県那覇市小祿1831番地1 (沖縄産業支援センター4F) E-mail: okinawahub@okinawa-ric.or.jp					

令和2年度
 沖縄国際物流ハブ活用推進事業補助金
 (海外販売促進支援)



沖縄国際物流ハブの活用による沖縄県産品等の海外販路拡大を図るため、アジア地域における海外を含めた流通事業者、輸出入事業者、県内生産者などの販売促進活動に対し、費用の一部を予算の範囲内において補助します。

対象者	県内生産者、県内輸出事業者、海外流通事業者および県内支援機関等																																											
対象地域	香港 / 中国 / 台湾 / 韓国 / タイ / シンガポール / マレーシア その他沖縄の物流機能を活用した輸出が見込まれる地域																																											
実施期間	下記の時期に実施が可能な活動とする。 2020年4月1日～2020年12月31日(報告書最終提出日:2021年2月10日まで) <small>※やむを得ない理由で活動が1月となる場合、申請前に事務局と相談すること。 ※期間内であっても予算がなくなり次第、受付を終了する。</small>																																											
支援内容・条件	県産品の海外での認知度向上の為、現地でのチラシ、TV雑誌、POP、WEBを媒体とした広告活動及び店頭での販促活動、展示会への単独出展等の販売促進に係る以下の経費について、1/2以内を上限の範囲内で補助する。																																											
補助率	1/2 以内																																											
補助上限額	150万円																																											
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ① 出展費 (場所代、会場設営費、装飾費、什器等のリース料等) ② 広告費 (ポスター・パンフ・チラシ、新聞等紙媒体、テレビ・ラジオ等放送メディアやバナー広告、店頭で商品の購買意欲を喚起するためのポップ、映像コンテンツや検索エンジン最適化等) ③ 人件費 (商談会、イベント等に係る通訳および販売促進員、メディア等の招聘費用等) ④ その他知事が必要と認める経費 (パフォーマー、著名人の派遣費用、イベント運営の為の司会・係員等の人件費等) 																																											
	<p>※補助額は 1回の申請につき150万円 を上限とする。</p> <p>※人件費は各地域の相場に基づき、別表の額を補助上限額とする。</p> <p>※国際観光旅客税(出国税) は補助対象外とする。</p> <p>■別表 (人件費) ※下記金額は日当 / 人とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>香港 (HKD)</th> <th>台湾 (TWD)</th> <th>中国 (CNY)</th> <th>韓国 (KRW)</th> <th>タイ (THB)</th> <th>シンガポール (SGD)</th> <th>マレーシア (MYR)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">販売促進費</td> <td>補助対象上限額</td> <td>460</td> <td>1600</td> <td>200</td> <td>10万</td> <td>2000</td> <td>80</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>補助上限額(1/2)</td> <td>230</td> <td>800</td> <td>100</td> <td>5万</td> <td>1000</td> <td>40</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">通訳</td> <td>補助対象上限額</td> <td>1200</td> <td>3000</td> <td>600</td> <td>20万</td> <td>8000</td> <td>700</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>補助上限額(1/2)</td> <td>600</td> <td>1500</td> <td>300</td> <td>10万</td> <td>4000</td> <td>350</td> <td>400</td> </tr> </tbody> </table> <p>※交付決定前に支払いを行った経費については、原則補助対象外とする。</p>			香港 (HKD)	台湾 (TWD)	中国 (CNY)	韓国 (KRW)	タイ (THB)	シンガポール (SGD)	マレーシア (MYR)	販売促進費	補助対象上限額	460	1600	200	10万	2000	80	120	補助上限額(1/2)	230	800	100	5万	1000	40	60	通訳	補助対象上限額	1200	3000	600	20万	8000	700	800	補助上限額(1/2)	600	1500	300	10万	4000	350	400
		香港 (HKD)	台湾 (TWD)	中国 (CNY)	韓国 (KRW)	タイ (THB)	シンガポール (SGD)	マレーシア (MYR)																																				
販売促進費	補助対象上限額	460	1600	200	10万	2000	80	120																																				
	補助上限額(1/2)	230	800	100	5万	1000	40	60																																				
通訳	補助対象上限額	1200	3000	600	20万	8000	700	800																																				
	補助上限額(1/2)	600	1500	300	10万	4000	350	400																																				
申請書提出期限	広告・イベント開始日から起算しての 30日前(土日・祝日含む) までに必要書類一覧表で指示された書類を持参又は郵送にて原本を提出する。																																											
報告書提出期限	広告・イベント完了日から起算して、 60日以内(土日・祝日含む) に必要書類一覧表で指示された書類を持参又は郵送にて原本を提出する。																																											
注意事項	<p>申請を行う際はあらかじめ公社まで電話またはメールにて事前相談を行うこと。</p> <p>※申請方法等の詳細については、沖縄県産業振興公社 HP をご参照ください。</p> <p>https://okinawa-ric.jp/service/post-32-1.html</p>																																											
問い合わせ先	<p>(公財) 沖縄県産業振興公社 担当者: 渡嘉敷・仲嶺 (真)・邱 (キユウ)・比屋根</p> <p>TEL : 098-859-6238 FAX : 098-859-6233 ※対応時間 (平日 9:00 ~ 17:00)</p> <p>〒901-0152 沖縄県那覇市小禄 1831 番地 1 (沖縄産業支援センター 4F)</p> <p>E-mail : okinawahub@okinawa-ric.or.jp</p>																																											

令和2年度 沖縄国際物流ハブ活用推進事業補助金 (戦略的輸出拡大支援)



沖縄国際物流拠点形成に資することを目的とした県の施策に適合すると認められる海外で行う広告・イベント活動に対して、費用の一部を予算の範囲内において補助します。

対象者	県内生産者、県内輸出事業者および県内支援機関等																																																
対象地域・商品	香港／中国／台湾／韓国／タイ／シンガポール／マレーシア／その他沖縄の物流機能を活用した輸出が見込まれる地域。なお、商品は当地域において、継続した販売実績が認められ、安定供給が可能な県産品。																																																
実施期間	当該会計年度において、知事が定める期間とする。																																																
支援内容・条件	<p>自社商品のPRのみならず、沖縄全体の知名度向上に寄与し、県の戦略に合致すると認められる広告・イベントに対して、以下の対象経費の1/2以内を上限の範囲内で補助する。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">対象経費</td> <td>① 出展費（場所代、会場設営費、装飾費、什器等のリース料等）</td> </tr> <tr> <td>② 広告費（ポスター・パンフ・チラシ、新聞等紙媒体、テレビ・ラジオ等放送メディアやバナー広告、店頭で商品の購買意欲を喚起するためのポップ、映像コンテンツや検索エンジン最適化等）</td> </tr> <tr> <td>③ 人件費（商談会、イベント等に係る通訳および販売促進員、メディア等の招聘費用等）</td> </tr> <tr> <td>④ その他知事が必要と認める経費（パフォーマー、著名人の派遣費用、イベント運営の為の司会・係員等の人件費等）</td> </tr> </table> <p>※補助額は、1回の申請につき300万円を上限とし、自社を含め県内企業5社以上の協働出展の場合、1回の申請につき700万円を上限とする。 ※人件費は各地域の相場に基づき、別表の額を補助上限額とする。 ※国際観光旅客税(出国税)は補助対象外とする。</p> <p>■別表（人件費関係）※下記金額は日当/人とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>香港 (HKD)</th> <th>台湾 (TWD)</th> <th>中国 (CNY)</th> <th>韓国 (KRW)</th> <th>タイ (THB)</th> <th>シンガポール (SGD)</th> <th>マレーシア (MYR)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">販売促進員</td> <td>補助対象上限額</td> <td>460</td> <td>1600</td> <td>200</td> <td>10万</td> <td>2000</td> <td>80</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>補助上限額(1/2)</td> <td>230</td> <td>800</td> <td>100</td> <td>5万</td> <td>1000</td> <td>40</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">通訳</td> <td>補助対象上限額</td> <td>1200</td> <td>3000</td> <td>600</td> <td>20万</td> <td>8000</td> <td>700</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>補助上限額(1/2)</td> <td>600</td> <td>1500</td> <td>300</td> <td>10万</td> <td>4000</td> <td>350</td> <td>400</td> </tr> </tbody> </table> <p>※交付決定前に支払いを行った経費については、原則補助対象外とする。</p>	対象経費	① 出展費（場所代、会場設営費、装飾費、什器等のリース料等）	② 広告費（ポスター・パンフ・チラシ、新聞等紙媒体、テレビ・ラジオ等放送メディアやバナー広告、店頭で商品の購買意欲を喚起するためのポップ、映像コンテンツや検索エンジン最適化等）	③ 人件費（商談会、イベント等に係る通訳および販売促進員、メディア等の招聘費用等）	④ その他知事が必要と認める経費（パフォーマー、著名人の派遣費用、イベント運営の為の司会・係員等の人件費等）			香港 (HKD)	台湾 (TWD)	中国 (CNY)	韓国 (KRW)	タイ (THB)	シンガポール (SGD)	マレーシア (MYR)	販売促進員	補助対象上限額	460	1600	200	10万	2000	80	120	補助上限額(1/2)	230	800	100	5万	1000	40	60	通訳	補助対象上限額	1200	3000	600	20万	8000	700	800	補助上限額(1/2)	600	1500	300	10万	4000	350	400
対象経費	① 出展費（場所代、会場設営費、装飾費、什器等のリース料等）																																																
	② 広告費（ポスター・パンフ・チラシ、新聞等紙媒体、テレビ・ラジオ等放送メディアやバナー広告、店頭で商品の購買意欲を喚起するためのポップ、映像コンテンツや検索エンジン最適化等）																																																
	③ 人件費（商談会、イベント等に係る通訳および販売促進員、メディア等の招聘費用等）																																																
	④ その他知事が必要と認める経費（パフォーマー、著名人の派遣費用、イベント運営の為の司会・係員等の人件費等）																																																
		香港 (HKD)	台湾 (TWD)	中国 (CNY)	韓国 (KRW)	タイ (THB)	シンガポール (SGD)	マレーシア (MYR)																																									
販売促進員	補助対象上限額	460	1600	200	10万	2000	80	120																																									
	補助上限額(1/2)	230	800	100	5万	1000	40	60																																									
通訳	補助対象上限額	1200	3000	600	20万	8000	700	800																																									
	補助上限額(1/2)	600	1500	300	10万	4000	350	400																																									
補助率	1/2 以内																																																
補助上限額	300万円 (1社単独) 700万円 (5社以上の協働出展)																																																
申請書提出期限	本支援メニューは公募による採択制とする。公募開始日については、知事が定める日とする。公募は予算の範囲内とし、応募がない場合は、追加公募を行う。																																																
報告書提出期限	広告・イベント完了日から起算して、 60日以内(土日・祝日含む) に必要書類一覧表で指示された書類を持参又は郵送にて原本を提出する。																																																
注意事項	<p>申請を行う際はあらかじめ公社まで電話またはメールにて事前相談を行うこと。 ※申請方法等の詳細については、沖縄県産業振興公社 HP をご参照ください。 https://okinawa-ric.jp/service/post-32-1.html</p>																																																
問い合わせ先	<p>(公財) 沖縄県産業振興公社 担当者：渡嘉敷・仲嶺 (真)・邱 (キユウ)・比屋根 TEL：098-859-6238 FAX：098-859-6233 ※対応時間 (平日 9:00～17:00) 〒901-0152 沖縄県那覇市小祿 1831 番地 1 (沖縄産業支援センター 4F) E-mail：okinawahub@okinawa-ric.or.jp</p>																																																

令和2年度
 沖縄国際物流ハブ活用推進事業補助金
 (商品改良支援)



沖縄国際物流ハブの活用による沖縄県産品の海外販路拡大を図るため、沖縄国際物流ハブの活用による沖縄県産品の海外販路拡大を図るため、自社既存商品の企画、サイズ、パッケージ等の変更等の商品改良が必要になった場合、その改良に係る費用の一部を補助します。

対象者	県内生産者、県内輸出事業者
対象商品	香港 / 中国 / 台湾 / 韓国 / タイ / シンガポール / マレーシア その他沖縄の物流機能を活用した地域に輸出する県産品
実施期間	下記の期間に商品改良を開始し、改良費用の支払まで完了すること。 2020年4月1日～2021年2月28日(報告書最終提出日:2021年3月10日) ※期間内であっても予算がなくなり次第、受付を終了する。
支援内容・条件	自社既存商品の規格、サイズ、パッケージ等の変更等の商品改良に対して、以下の経費の1/2以内を補助する。
補助率	1/2 以内
補助上限額	25万円
対象経費	① 商品規格、パッケージの変更に係る試作品費用デザイン及び版代、型枠代 ② 輸出先の食品表示基準等の規制に対応するための成分分析費用・検査費用 ③ その他、商品改良・試作品製造等に付随する費用
	※試作品製造に係る資材費については補助対象外とする。 ※交付決定前に支払いを行った経費については、原則補助対象外とする。
申請書提出期限	申請者は、商品改良のための見積取得日から起算して 30日以内(土日・祝日含む) に必要書類一覧表で指示された書類を持参又は郵送にて原本を公社へ提出する。
報告書提出期限	申請者は改良・検査等の検収及び費用支払日から起算して、 30日以内(土日・祝日含む) に必要書類一覧表で指示された書類を持参又は郵送にて原本を公社へ提出する。
注意事項	申請を行う際はあらかじめ公社まで電話またはメールにて事前相談を行うこと。 ※申請方法等の詳細については、沖縄県産業振興公社 HP をご参照ください。 https://okinawa-ric.jp/service/post-32-1.html
問い合わせ先	(公財) 沖縄県産業振興公社 担当者: 渡嘉敷・仲嶺 (真)・邱 (キュウ)・比屋根 TEL : 098-859-6238 FAX : 098-859-6233 ※対応時間 (平日 9:00 ~ 17:00) 〒 901-0152 沖縄県那覇市小祿 1831 番地 1 (沖縄産業支援センター 4F) E-mail : okinawahub@okinawa-ric.or.jp

令和2年度
 沖縄国際物流ハブ活用推進事業補助金
 (輸出拡大人材育成支援)



沖縄国際物流ハブの活用による沖縄県産品等の海外販路拡大を図るため、社員の貿易実務スキルを向上させるために参加する講座、セミナー、検定等の費用の一部を補助します。

対象者	県内生産者、県内輸出事業者、県内物流事業者および県内支援機関等				
実施期間	下記の期間に受講或いは受験し、修了証・合否通知等を受領すること。 2020年4月1日～2021年2月28日(報告書最終提出日:2021年3月10日) ※期間内であっても予算がなくなり次第、受付を終了する。				
支援内容・条件	補助対象事業者の社員が貿易スキルを向上するために、受講または受験する以下の講座やセミナー、検定等の費用の1/2以内を補助する。1回の申請につき、 1人5万円、1社年間10万円 を上限とする。				
補助率 1/2以内	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="395 981 443 1160" rowspan="3">対象経費</td> <td data-bbox="459 936 1401 1003">① 公的機関及びそれに類する者が主催する貿易実務に関する講座やセミナー、またはオンライン講座の受講料。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1014 1401 1081">② 公的機関及びそれに類する者が主催する貿易実務検定、通関士試験等の受験料。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1093 1401 1205">③ 公的機関及びそれに類する者以外が主催する貿易実務関連、通関士試験関連の研修を受講した場合、②の検定と合わせて受講することで対象とすることができる。</td> </tr> </table>	対象経費	① 公的機関及びそれに類する者が主催する貿易実務に関する講座やセミナー、またはオンライン講座の受講料。	② 公的機関及びそれに類する者が主催する貿易実務検定、通関士試験等の受験料。	③ 公的機関及びそれに類する者以外が主催する貿易実務関連、通関士試験関連の研修を受講した場合、②の検定と合わせて受講することで対象とすることができる。
対象経費	① 公的機関及びそれに類する者が主催する貿易実務に関する講座やセミナー、またはオンライン講座の受講料。				
	② 公的機関及びそれに類する者が主催する貿易実務検定、通関士試験等の受験料。				
	③ 公的機関及びそれに類する者以外が主催する貿易実務関連、通関士試験関連の研修を受講した場合、②の検定と合わせて受講することで対象とすることができる。				
補助上限額 5万円/人 (年間10万円/社)	※研修会場までの移動に係る費用並びに宿泊費等、受講料と受験料以外の費用は対象外とする。 ※同じ講座やセミナーについて、同一人物を2回以上受講させることはできない。 ※交付決定前に支払いを行った経費については、原則補助対象外とする。				
申請書提出期限	申請者は、受講開始日或いは受験日から起算して 14日前(土日・祝日含む)までに 、必要書類一覧表で指示された書類を持参又は郵送にて原本を公社へ提出する。				
報告書提出期限	申請者は講座などの終了を証する書類の発行日から起算して、 30日以内(土日・祝日含む) に必要書類一覧表で指示された書類を持参又は郵送にて原本を公社へ提出する。				
注意事項	申請を行う際はあらかじめ公社まで電話またはメールにて事前相談を行うこと。 ※申請方法等の詳細については、沖縄県産業振興公社 HP をご参照ください。 https://okinawa-ric.jp/service/post-32-1.html				
問い合わせ先	(公財) 沖縄県産業振興公社 担当者：渡嘉敷・仲嶺(真)・邱(キュウ)・比屋根 TEL：098-859-6238 FAX：098-859-6233 ※対応時間(平日9:00～17:00) 〒901-0152 沖縄県那覇市小祿1831番地1(沖縄産業支援センター4F) E-mail：okinawahub@okinawa-ric.or.jp				

令和2年度 沖縄国際物流ハブ活用推進事業 (航空コンテナスペース確保事業)



沖縄県では、航空会社のコンテナスペースを県が借り上げ、県内生産者等へ提供する事業を実施しています。申請にあたっては、下記リンク先をご参照ください。

※航空コンテナスペース確保は県から別事業者へ委託して実施しています。

申請方法等の詳細については、沖縄県 HP、航空コンテナスペース確保事業をご参照ください。

<http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/asia/kikaku/documents/container.html>

対象者 県産品輸出事業者等（生産者、製造業者、商社等卸業者、流通業者）

輸出対象地域 香港 / 上海 / バンコク / シンガポール / クアラルンプール / 台湾 / 韓国
※クアラルンプールはシンガポールからの陸送

実施期間 **令和2年度内**（ただし、期間内であっても予算がなくなり次第、受付を終了する）

- 支援内容・条件**
- ・使用する航空コンテナは原則として、常温仕様とする
※保冷コンテナ希望の場合は応相談
 - ・原則として、一月の累計貨物量の50%（重量ベース）超は、沖縄県産品とする
 - ・毎回スペース確保申請書を搭載日の4日前までに提出すること
※申請書には生産（製造）地を記載
 - ・事務局に通関を依頼する場合は、搭載日前日の15時までに指定場所に搬入すること。
自社で通関を行う場合は事前に事務局と相談すること

航空会社のコンテナスペースを県が借り上げ、県産品輸出事業者等に提供
※ただし、燃油サーチャージ及び通関費用、貨物取扱手数料等輸出諸掛は利用者負担

※例



※上記搬入時間は、事務局に通関を依頼するケースである。通関手続きを自社等で行う場合、搬入時間は事務局と事前に相談すること。

本事業は、原則として那覇空港持ち込み、現地空港渡しである。



アジア各地域

香港
上海
バンコク
シンガポール
クアラルンプール
台湾
韓国

問い合わせ先

沖縄県商工労働部 アジア経済戦略課 販路開拓班 担当者：仲里・宮城・吉嶺
TEL：098-866-2340 FAX：098-891-9680 ※対応時間（平日 9:00～17:00）
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2 8F

沖縄県産業振興公社 海外事務所 連絡先

香港事務所

住 所：Unit 1211, 12/F, Prosperity Millennia Plaza
663 King's Road, North Point, Hong Kong
電 話：+852-2968-1006 FAX：+852-2968-1003

台北事務所

住 所：台湾台北市中山區松江路 148 號 4 樓 E 室
(Room E, 4F., No.148, Songjiang Rd.,
Taipei 10458, Taiwan, R.O.C.)
電 話：+886-2-2521-0376 FAX：+886-2-2542-7075
Eメール：info@okinawa.org.tw

上海事務所

住 所：中国上海市黄浦区汉口路 398 号华盛大厦 1603 B 室
(1603B Huasheng Mansion 398
Hankou Road Huangpu Shanghai,P.R.China)
電 話：+86-21-6351-0231 FAX：+86-21-6350-7369
Eメール：okisyo@okinawa-sh.com.cn

北京事務所

住 所：中国北京市朝阳区东三环北路 3 号北京幸福大厦 B 座 1701 室
(Office Room 1701, Block B Lucky Tower,
No.3 Dongsanhuan Bei Lu,Chaoyang District,
Beijing, P.R.China, P.C.100027.)
電 話：+86-10-6466-8679 FAX：+86-10-6466-6693
Eメール：beioki1@okinawa-bj.com

シンガポール事務所

住 所：1 North Bridge Road #06-22
High Street Centre Singapore 179094
電 話：+65-6694-6408 FAX：+65-6694-5442
Eメール：admin@okinawa.org.sg

ソウル事務所

住 所：서울특별시 중구 무교로 21 더익스체인지 서울빌딩 6 층
오키나와현 서울사무소
04520 6F, The Exchange Seoul Building 21,
Mugyo-ro, Jung-gu, Seoul, Korea
電 話：+82-2-318-6330 ~ 1 FAX：+82-2-753-8751
Eメール：okinawa@okinawaseoul.com

福州駐在所

住 所：中国福州市鼓楼区华林路 97 号福建冲绳友好会馆 501 室
(Unit 501,97 HuaLin Road,Gulou District,
Fuzhou,Fujian,P.R.China)
電 話・FAX：+86-591-8785-1134
Eメール：zhangxiaoyun@okinawa-fz.com.cn

沖縄観光関係情報：<http://www.visitokinawa.jp>
<http://beokinawa.jp/>
沖縄物産関係情報：<http://www.jpn-okinawa.com>





 **(公財)沖縄県産業振興公社**
Okinawa Industry Promotion Public Corporation

〒901-0152 沖縄県那覇市小祿 1831 番地 1 (沖縄産業支援センター4F)
TEL : 098-859-6238 FAX : 098-859-6233
E-mail : okinawahub@okinawa-ric.or.jp